

## ぼだいじホームヘルパーステーション 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（現行相当）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が開設するぼだいじホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援者に対し適正な介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当サービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるように配慮して行う。

(3) 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

(4) 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(5) 前4項のほか、「湖南省介護予防・日常生活総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ぼだいじホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 滋賀県湖南市菩提寺東4丁目1-5

### （事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上  
サービス提供責任者は、次の責務を行うこととする。

- ・ 事業所に対する訪問型サービス現行相当の利用の申し込みに係る調整
  - ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握
  - ・ サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること
  - ・ 訪問介護員等に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報の伝達
  - ・ 訪問介護員の業務の実施状況を把握
  - ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
  - ・ 訪問介護員に対する研修、技術指導等の実施
  - ・ 現行相当サービスの作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2. 5名以上（うち1名以上はサービス提供責任者と兼務）  
訪問介護員等は、現行相当サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名以上（兼務）  
事務員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 10時から16時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定介護予防訪問介護の内容は次の通りとし、訪問型サービス現行相当を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問型サービス現行相当が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- (2) 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問型サービス現行相当に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を、使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越える地点から、1kmにつき30円。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湖南省区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、訪問介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(非常災害対策)

第10条 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第12条 提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問型サービス現行相当は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

とする。

- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

第14条 この規程に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する指定訪問介護事業所ぼだいじホームヘルパーステーションと兼務、共用するものとする。

(付 則) この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

(付 則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

(付 則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。